

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和元年度第2回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和元年9月25日(水曜日) 午後1時30分～午後3時40分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	<p>審議会委員</p> <p>馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 藤巻 真理子 青木 節子 阿部 達哉 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子</p> <p>事務局職員</p> <p>行政透明推進課長 磯 清美 行政透明推進課課長補佐 鈴木 裕之 行政透明推進課主任 豊田 康平 行政透明推進課主事 加藤 友香</p>
5 欠席者名	桑原 菜津子
6 議題及び公開又は非公開の別	<p>(議題)</p> <p>【議案】</p> <p>(1) 要配慮個人情報の収集について(※継続審議) (事務の名称 一般介護予防事業評価事業事務)</p> <p>(2) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務)</p> <p>(3) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 介護保険に関する事務)</p> <p>(4) 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 国民年金に関する事務)</p> <p>【報告】</p> <p>(1) 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開</p>
7 非公開の理由	

8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118 (直通)
11 その他	

会 議 録

会 議 名：令和元年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和元年9月25日（水）

開催時間：午後1時30分から午後3時40分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子
岩崎 万智子 桑原 菜津子（欠席）
藤巻 真理子 青木 節子
阿部 達哉 田中 孝之
谷崎 美智子 野辺 明子

議 題

【議案】

- (1) 議案第1号 要配慮個人情報の収集について（※継続審議）
（事務の名称 一般介護予防事業評価事業事務）
- (2) 議案第2号 特定個人情報保護評価書について
（事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務）
- (3) 議案第3号 特定個人情報保護評価書について
（事務の名称 介護保険に関する事務）
- (4) 議案第4号 特定個人情報保護評価書について
（事務の名称 国民年金に関する事務）

【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部行政透明推進課長
総務局総務部行政透明推進課課長補佐兼行政透明推進係長
総務局総務部行政透明推進課主任
総務局総務部行政透明推進課主事

磯 清美
鈴木 裕之
豊田 康平
加藤 友香

1 開 会

事務局

本日はご多用のところ、委員の皆様にはご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまから令和元年度第2回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

定足数の関係ですが、9人のご出席ですので、会議は成立しております。

また、本日傍聴される方はいらっしゃいません。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、議案第1号の追加資料がございます。続きまして、議案第2号と第3号の追加資料をお配りさせていただいております。このほかに、既にお送りしております議案第2号から議案第4号までの資料、それから議案第2号から第4号までの補足資料、それから、報告資料として個人情報取扱事務に係る届出についてという資料を送付させていただいております。よろしいでしょうか。

また、本日は前回からの継続審議がございますので、議案第1号の資料を使用いたします。資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、おっしゃってください。

それから、このたび委員の皆様にご配付しております「情報公開制度・個人情報保護制度の手引」を改訂いたしておりますので、改訂内容について、担当から簡単にご説明をさせていただきます。

事務局

それでは、情報公開制度・個人情報保護制度の手引の改訂内容についてご説明をさせていただきます。

手引とともに配付しております「改訂理由書」をごらんください。なお、今回の第6版の改訂内容につきましては、文言などの改訂が中心となりまして、制度に関する重要な変更等はありません。

まず、改訂内容の1点目につきましては、外郭団体の名称変更及び追加指定に伴う規則改正に対応するために内容を改訂したものととなります。情報公開条例及び個人情報保護条例において、市の出資法人等は情報公開や個人情報保護について、市の施策に準じた措置を講ずるよう努めるものと定めているため、このような改訂を行っております。

2点目につきましては、工業標準化法の改正に伴う規則改正に対応するために内

容を改訂したものとなります。こちらは、開示請求があった際に、写しの作成に要する費用を規則で定めているため、このような改訂を行っております。

3点目につきましては、新しく大宮国際中等教育学校が設置されたことに伴う規則改正に対応したものとなります。個人情報保護条例において、個人情報を適正に維持管理するため、個人情報保護管理者を定めることとしており、規則において、各課の課長などの所属長を個人情報保護管理者とすると定めているため、このたび中等教育学校の校長を個人情報保護管理者として追加で指定したものととなります。

また、以上の3点の改訂にあわせて、全体的に文言や表現などの見直しを行い、必要な改訂を行っております。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

事務局

それでは、本日の議題は4件となります。

これからの議事の進行につきましては、審議会条例第6条第1項で会長が議長となることと規定しておりますので、よろしくお願いいたします。

2 議 題

議案第1号 要配慮個人情報の収集について（※継続審議）
（事務の名称 一般介護予防事業評価事業事務）

議長

それでは、議題に入りたいと思います。

議案第1号につきましては、前回からの継続審議となっておりました要配慮個人情報の収集についてということで、前回、委員の皆さんからいろいろご意見をいただき、もう一回よく考える必要があるということで、お時間をいただいたということでございます。その後、いろいろと検討をされたようですから、実施機関から説明をしていただくということでよろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

では、そのようにいたします。

それでは、お願いいたします。

〔実施機関（いきいき長寿推進課）入室〕

議長

ご苦労さまでございます。どうぞお座りください。

前回からの繰り返しで申しわけございませんが、ご担当とお名前をお願いいたします。

実施機関

保健福祉局長寿応援部いきいき長寿推進課課長の川角と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、いきいき長寿推進課主幹の相馬と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、いきいき長寿推進課課長補佐の小島と申します。よろしくお願いいたします。

ます。

議長 同じく、いきいき長寿推進課主任の河津と申します。よろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

新たに資料もご提出していただいたようでございますので、まずその点についてご説明をよろしくお願いいたします。

実施機関 それでは、本日はいきいき長寿推進課が所管いたします一般介護予防事業評価事業事務の健康とくらしの調査の実施に伴う各事項についてご審議をお願いするものでございます。

本案件につきましては、前回の情報公開・個人情報保護審議会におきましてご審議いただき、継続審議とご判断いただきました事業でございます。そのため、前回の情報公開・個人情報保護審議会でもいただきましたさまざまなご意見、ご指摘につきまして整理し、改めてご説明させていただくものでございますので、場合によっては重複する説明もあろうかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本案件につきましては、さいたま市内にお住まいの65歳以上の元気な高齢者を対象として、アンケート調査を実施するものでございます。対象者の決定方法は、日常生活圏域ごとに、おおよそ333名を無作為抽出いたします。さいたま市には27の日常生活圏域がありますので、市全域で約9,000名が対象となります。アンケート回収率は60%を想定し、市全域で約5,400名、日常生活圏域当たり約200名の回答を期待しているところでございます。

それでは、配付いたしました、右上に別紙1と記載の資料をごらんいただきたいと思えます。こちらは、前回の審議会でもいただきました、さまざまなご意見を反映させた「健康とくらしの調査」ご協力のお願いの文書でございます。

上側2段落目をごらんいただきたいと思えます。「さいたま市では、「ますます元気教室」を開催するなど、介護予防事業に取り組んできましたが、より効果的で充実した事業を行うために、国立長寿医療研究センター及び日本老年学的評価研究機構と共同で介護予防に関する調査を行うことといたしました。お忙しいところ誠に恐縮に存じますが、同封のアンケート調査にご協力をお願いいたします」として、まずはアンケートへの協力のお願いを記載いたしました。

続きまして、中ごろ「調査の目的と使い方」をごらんください。アンケートの目的と使い方について、(1)、皆様の健康状態や暮らし方などの実態を把握し、介護予防等に役立てるために利用します。(2)、国立長寿医療研究センター及び日本老年学的評価研究機構との共同研究に利用しますと、まず簡潔明瞭にいたしました。

次の段落をごらんください。「ご返送をもって、ご回答いただいた内容を上記の

目的のために利用することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、ご回答いただきました内容は「さいたま市個人情報保護条例」に基づき適正に取り扱い、調査目的以外に使用することはありません」と宣言し、このアンケートは回答される方の意思を尊重するものであり、また調査目的以外で使用しないことは当然ですが、さいたま市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱うことを明記いたしました。

裏面の「調査の内容について」をごらんください。ここでは、「皆様のからだやこころの状態、社会生活状況などをおたずねしております。これらは、過去に全国で実施した調査結果において、寝たきりや認知症の予防に影響がある可能性が示された項目です。ご回答いただく皆様には、一部の項目でご気分を害しかねない場合があるなど、多大な負担をおかけしますが、調査の趣旨・長期的な介護予防政策立案のための意義をご理解いただき、ご協力をお願いします」とし、このアンケートの使用方法などを明記いたしました。

ここまでが、前回の審議会で委員の皆様からいただきました「アンケート対象者や目的を明確にすること」に関する修正点でございます。

続きまして、別紙2の資料をごらんください。こちらが研究計画書となります。9ページをごらんください。こちらに記載されている所属機関が、日本老年学的評価研究機構に参画している組織でございます。国立長寿医療研究センター、千葉大学、千葉大学大学院、千葉大学医学部附属病院、東京大学大学院、東京大学、東北大学大学院、日本福祉大学、浜松医科大学など、18ページまで続くさまざまな研究組織と共同研究を行います。

ここまでが、前回の審議会で委員の皆様からいただきました「共同研究の相手方」に関する説明でございます。

さて、本市では、ただいま説明させていただきました「日本老年学的評価研究プロジェクト」に参画し、全国統一の調査票を使用した「健康とくらしの調査」を実施したいと考えております。

本市が日本老年学的評価研究プロジェクトに参画する理由ですが、このプロジェクトは2010年から3年ごとに継続して実施されており、前回の2016年の調査においては、政令指定都市5市を含む40市町村にて調査を実施し、高齢者約20万人分の調査実績がございます。経年データによる評価や複数の市町村あるいは地域間の比較ができることから、本市の今後の介護予防事業等に役立つものと考えております。

本事業の実施に当たっては、質問の一部の項目に、所得や趣味、病歴などが含ま

れており、ご気分を害しかねない場合があることなども承知しております。

私たちは、「一人でも多く、元気な高齢者をふやしたい」、「地域の高齢者に、いつまでも住みなれた地域で生き生きと安心して暮らし続けていただきたい」という願いを込め、またお預かりした個人情報につきましては、情報漏えいや目的外使用など絶対にあってはならないことと職員一同肝に銘じ、事業を進めてまいりますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

何かお聞きになりたい点やご質問がございましたらどうぞ。

何かございますか。

青木委員

このアンケートはかなり時間がかかると思うのですが、調査結果の報告等々は相当後になるのですね。

大学で分析して、その内容をまとめて報告するという事は、相当後になるということですよ。

実施機関

3月末までにご報告はいただくことになっております。

青木委員

3月末ですね。

実施機関

補足をいたしますと、3月末までにこのアンケートの調査結果をいただきまして、来年度以降に私どもの結果を含めて分析をしていくという流れになっていきます。

青木委員

期間が短いなと思っていたのですが、それを分析して、さいたま市独自のものをつくるということですよ。

それからもう一つ、このアンケートの部数は1人に対してかなりの枚数があるのですか。おおよそ、どのくらいになると考えていますか。

実施機関

まだ正式な枚数は出ていないのですが、おおよそ20ページぐらいに及ぶアンケートになると想定をしております。

青木委員

そうすると、願いの文書も含めて、アンケートそのものは表裏ありますから、かなりの分量になりますね。

実施機関

そうです。

青木委員

根気よく読んでやらないと、途中で疲れてしまうということもありますよね。でも自分のことだから積極的に取り組んでくださると思います。なぜならば、100歳を目指してということがみんな頭にあるので、その予防のために自分たちが書いたことが次につながる結果を見ながら、生きる意欲になるかと思っています。

活字なんかはどうするのでしょうか。文字が大きくなれば枚数が増えてしまうの

ですけれども、A4の紙でこういう形の活字になると、高齢者にとっては質問すら読むのが大変かなという気がするので、そのこのところをまた工夫して、老眼鏡は使われると思うのですが、かなり老眼鏡も疲れるので、文字の大きさとか余白とかを考えながら、書きやすく取り組みやすくしたほうがいいかなと思っています。

実施機関 ありがとうございます。

議長 そのほかに何かございますか。

藤巻委員 前回の資料の別紙1で「健康とくらしの調査」のアンケートがありますが、このアンケート自体の変更はなくて、このまま送るとのことですか。それとも、多少手直しをするのですか。

実施機関 前回お配りしたアンケートの資料につきましては、JAGESプロジェクトがこれまでやってきたものとして提供していただいたものでございます。本年度のものにつきましては、こちらと類似したものになるかと思えますけれども、こちらをベースに若干の増減はあるかもしれませんが、こちらのアンケートとは別であると考えていただいて結構でございます。

藤巻委員 今日いただいた資料の別紙1の最初のお手紙、これはすごくよくなったと思います。あと、一番いいと思ったことが、文字が大きいことです。高齢者はやっぱり文字が小さいと、それだけでちょっと見るのがおっくうになってしまうので、文字が大きいというのはすごくいいことですし、内容も簡潔に、この趣旨がよくわかるようになってい我想います。前回のものは悪く言うてしまうと、ぐだぐだといろいろ説明が書いてあったので、そこまで説明しなくてもこれで十分アンケートをお願いする方に伝わるのかなと思いました。ですから、アンケート本体も、できたらもっと文字を大きくしたほうが、枚数は多くなっても受け入れてもらえるのではないかなと思います。回答率を60%目指すのであれば、やっぱりそのぐらい配慮したほうがいいのかなと思いました。

議長 そのほかに何かございますか。

青木委員 もう一ついいですか。

議長 はい。

青木委員 このアンケートは65歳以上の方を日常生活圏域ごとに約333名抽出すると言っていましたね。これは無作為抽出ですか。

実施機関 はい。

青木委員 それから、アンケートの質問がキーワードになると思うのです。先ほど藤巻委員がおっしゃったように、わかりやすく簡潔であること。それから、大文字と太文字で書かれていること。アンケートもこのような形にできるかどうかわかりません

が、同じことを繰り返しますが、工夫して、活字の問題の検討をぜひお願いしたい
なと思います。

議長 情報の提供先の問題なのですが、このアンケートのお願いの文書では、「国立長
寿医療研究センターと老年学的評価研究機構と共同で調査を行うこととしました」
とあります。そして、「長寿医療研究センター及び老年学的評価研究機構との共同
研究に利用します」とあります。このようになっていますが、研究計画書に研究機
関の名前は出てきますか。国立長寿医療研究センターと日本老年学的評価研究機構
という機関は出てきますか。私が見た範囲では、出てこないのですが、そこに提供
するという事になっているということが書かれていますか。研究計画書に研究者
代表者は書いてあるのですが、その関係はどのように理解したらいいのでしょ
うか。

実施機関 日本老年学的評価研究機構という機関があるのですけれども、そこに参画されて
いるさまざまな大学がありまして、参画した大学はデータを活用することができる
ということになっています。研究計画書の9ページ以降に参画している機関が載っ
ていまして、最初に長寿医療研究センターが書かれておりまして、その後にさまざ
まな大学が書いてあります。この日本老年学的評価研究機構に参画できる大学とい
うのが、この機構の目的に合うような公益性が高い研究ですとか事業を行う大学で
して、データを利用するためには条件がございます。

議長 私が言っているのは、調査のお願いの文書には提供先は国立長寿医療研究センタ
ーと日本老年学的評価研究機構ですよと書いてありますが、研究計画書にはいろい
ろな大学名が書いているので、そちらへも提供するということになるでしょうか。

実施機関 そうです。機構に参画している大学には提供することになります。

議長 研究を機構がやるということがどこかに書いてあればいいのですが、どこかに出
てくるのですか。

野辺委員 このデータを提供された、名前が出ている各大学は、独自にこのデータを分析し
て利用していいということなのですか。

実施機関 条件はございますけれども、さまざまな専門的な研究に利用できることになっ
ています。

野辺委員 このデータを自由に利用して研究に役立てていいということで、その研究成果や
結果について、この責任者である長寿医療センターのほうに報告する義務もないと
いうことですか。

実施機関 日本老年学的評価研究機構として参画している大学が、その機構の一員として報
告します。

野辺委員 参画した大学の研究内容やデータ分析の手法その他について、報告はあってもチェックする機関というのは特にはないわけですね。自由研究に任せられている。それは信頼関係なのでしょうけれども、そういうことですね。チェックはないということですね。自由にそのデータを利用できると理解してよろしいですか。

実施機関 データを利用するための条件はあります。

野辺委員 条件を遵守すればいいのですか。

実施機関 そうです。機構に対して研究計画書などを提出する義務がありますので、条件を遵守すればデータを利用できます。また、研究の目的などが、機構がもともと目的としているものと逸れていなければ利用できます。

議長 情報を渡すときは国立長寿医療研究センターと日本老年学的評価研究機構との間で契約をきちんと結んであるのですか。それは大丈夫ですか。

調査のお願いの文書の調査の目的と使い方の2番目に、国立長寿医療研究センター及び日本老年学的評価研究機構との共同研究に利用しますと書いていますが、先程の説明ですと、機構があつて、その中に長寿医療研究センターが入っているのではないのですか。

実施機関 日本老年学的評価研究機構の中に国立長寿医療研究センターも入ってはいるのですが。

議長 そうでしたら、機構の中にいろいろな大学が入っているのに、なぜ国立長寿医療研究センターだけ出てくるのですか。調査のお願いの文書の最初のところに名前が出てきますが、何か事故があったときに、どこが責任とるかの問題をはっきりしていなければいけないのですが、それは機構との間でできているのでしょうか。

実施機関 国立長寿医療研究センターと日本老年学的評価研究機構との間で3者協定を結んでいます。

議長 何か事故が発生したときの責任や損害賠償に関することも全部決めたのでしょうか。そこは大丈夫でしょうか。

実施機関 はい。

議長 調査のお願いの文書は少し誤解を招くよう書き方になっていますが、さいたま市は調査だけをやって研究はしないということですね。

野辺委員 そうですね。データを提供するだけですね。

議長 そうということですね。

野辺委員 それで、そのデータがどのように活用されている、きちんとなされていたかどうかのチェックもなしということですね。さいたま市として、チェックまではできないわけですね。市民からアンケート調査用紙を回収して、それをデータとして

提供するところまでがさいたま市の仕事で、その後はお任せという理解でいいですか。それが介護予防などのいろいろな形で還元されるとは思いますが、先程も議長がおっしゃられたのですけれども、私も心のどこかに、専門家というのはデータを処理する力を持っているわけで、一般市民からすると何か信用できないという思いはどこかにはあるのですよね。どのようにデータを処理されているか素人にはわからないから、だから信頼するしかないのですけれども。

実施機関

補足をさせていただきますと、今回このアンケート調査というものを行います。そのアンケート結果を、JAGESプロジェクトに参画をした自治体間で使用していただくための研究というのはお願いをすることになろうかと思えます。ただ、それとは別に、先ほどご指摘いただきました、さいたま市の独自のものとするためには、さいたま市と国立長寿医療研究センター、日本老年学的評価研究機構の3者で協定を結びまして、一部ですけれども、研究の内容の中には、例えば65歳以上の一般高齢者等を対象とした調査の実施による現状の把握であるとか、そういったものを今後検討していく協定を結びます。ですので、アンケート調査を私たちは行いますが、そのアンケート結果をお渡しして、全国の比較や把握、いわゆる地域間、自治体ごとの比較、把握は、機構でしかデータを持っていませんから、それはお任せします。さいたま市の行政区ごと、あるいは生活圏域ごとの調査の結果の分析については、協定を結んで実施するということになっております。

青木委員

それを聞きたかったのです。

野辺委員

アンケートを求められた側も、どう利用されて、どう自分たちにフィードバックされるのかということを知りたいと思います。また、責任主体はどこにあるのかということも知りたいと思います。それは、さいたま市だと思いますが。

青木委員

いいですか。

議長

どうぞ。

青木委員

これは被災地の宮城や熊本も一緒にやるということになってはいますが、今までも過去に地域によってこのような研究をしてきましたよね。先ほどお答えいただいたのですが、国立長寿医療研究センター、それから日本老年学的評価研究機構とさいたま市で調査した結果はフィードバックをするというところが、調査のお願いの文書の調査の目的と使い方について、漠然としか書いていないのです。

だから、さいたま市の市民がアンケートに協力するのに、調査の目的と使い方の（１）と（２）の部分がちょっと足りないかなという気がしました。最初に調査の目的をうたっていますが、それは国全体のことで、調査の目的と使い方の（１）と（２）が漠然としか書いていないので、さいたま市ではアンケート調査の結果を反

映して事業に活かしていくという使い方を書かないといけないと思います。さいたま市の市民がアンケートに協力して、それが国の機関や国全体に活かされるのはいいのですが、やりっ放しという感じなので、調査の結果が知りたいと思います。そして、それを介護予防の事業にさいたま市では活かしていきたいということがわかるように、何かできるのではないかなという気がしたのです。

議長 どのくらい回答が返ってくるか。そして、それをさいたま市の傾向として見ていかどうかというのがありますが、調査のご協力のお願いの文書の一番上のところで、効果的に事業を行うためにと書いていますから、さいたま市についての比較のようなこともやるのでしょうか。

青木委員 もう一つ大丈夫ですか。

議長 はい。

青木委員 今、さいたま市では、ますます元気教室を開催するなどというように代表的な事業として書いてありますが、県でも市でも、ますます元気教室、百歳体操などなど、もう随分ありますが、それを普及し始めているのですけれども、ますます元気教室は何だろうかと、どれだけ周知されてきているのかなということも、とても気になります。区役所の高齢介護ではますます元気教室や百歳体操に大変力を入れていて、あちらこちらでレクチャーやりながら、それだけではなく、必ず理学療法士に体力測定をしていただいているのです。今まで一生懸命体操をやっていて成果がどのくらいあるのか。足りないのか、今まででいいのか、今まで以上かという体力測定も含めてやっているのです、そういう励みになるような中身になっているように思います。

だから、ますます元気教室の開催などは代表的なものですが、もっとほかにも介護予防の事業をやっているならば、その事業そのものを書いてくれればなと思いました。

以上です。

議長 アンケート調査の対象者は333名でしたか。

実施機関 一つの生活圏域が333名で、27圏域ありますので、トータルで9,000名です。

1圏域当たり中学校2・3校区で、これはいわゆる地域包括ケアの考え方に基づく圏域の分け方なのですが、行政区は10区なのですけれども、その10の行政区に2から4の日常生活圏域というものがございます。その日常生活圏域ごとに、およそ333名を無作為抽出してアンケートを実施させていただきます。すなわち、その333名のかたまりが27あるので、さいたま市全域で9,000名の方を対

象とするということです。

333名の方から、回収率を60%と期待しておりますけれども、そうすると大体圏域当たり200名です。この機構あるいは研究の有識者から話を伺いますと、おおよそ100のサンプルがあれば、傾向が期待できるというところですので、本市としては200名の回収を目指しているということです。

議長

60%というのは大変な数字だと思います。今後、長寿応援部のいきいき長寿推進課からというよりも、例えば部長の名前を入れるとか、これはそういう重要な意味があるのだということで、受ける人の印象が違うと思います。

ますます元気教室というのはどういうものですか。

青木委員

ますます元気教室では一般化してイメージが湧かないので、百歳体操などの具体的な内容を入れたほうがいいのではないかと思います。

議長

アンケートの対象になるような人は、大体わかるのではないですか。

青木委員

まだ周知されていないと思います。

議長

わかりました。それでは、項立てを工夫したらどうでしょうか。このままだと、収集した情報がどう使われるのかちょっとわからないので、そこをはっきりしてもらおうということではいかがでしょうか。そうすると、アンケートではさまざまなことを質問していますが、納得して回答していただけるのではないかと思います。回答したものが、どのような機関で、どのようなことに使われるか、研究機関の理事長名を入れるだけでも受ける印象は違うかもしれないし、そのようなかたちできちんとお示しして、それでご承諾いただいて回答してくださいとすれば、回答する本人の同意をいただいたということに近くなるのかなと思いました。

いかがでしょうか。

田中委員

ちょっと1つだけよろしいですか。

議長

どうぞ。

田中委員

研究計画書の6ページに予想される利益と不利益というのがありますよね。ここにも明確には書いてあるのですけれども、この国立長寿医療研究センターがほとんどこういったアンケートを掌握して、それで4ページあたりに記載している情報提供機関に全部流すということですよ。それから、9ページ以降の各大学で、そういったもののまとめですとか、いろいろなデータをここで作成しているということですね。そうすると、広範囲にわたってこのような情報が集まってくるということですね。

そうすると、6ページに書いてありますように、もちろんアンケートを出した人の直接的な利益にはつながらないということはよくわかるのですけれども、例えば

アンケートを実施したさいたま市として、何らかの方法で還元はあるのですか。情報の還元と申しますか、どのように生かしていくのか、それをちょっと教えてほしいです。

実施機関

前回もそのあたりのお話が出ましたので、補足という形でまたお伝えしたいと思うのですが、委員ご指摘のとおり、高齢者個人への直接的な何か提供というものはないのですが、地域あるいはそこにお住まいの方々が見て、自分の地域がどういった地域であるのかということ、例えば地域包括支援センターの職員を通じて、さらなる介護予防あるいは地域づくりといったものを地域の皆さんが考えるきっかけとなります。

私たち行政はしっかりと支援をする必要がありますけれども、地域のことを皆さんがまず知っていただくということが大きな利点だろうと私たちは思っております。

田中委員

我々はよく老人福祉の関係でいろいろな分科会に出ていますけれども、そういったものに反映させていくということですか。

実施機関

そうです。高齢者保健福祉事業計画、介護保険事業計画というのは、3年に1度策定いたします。今は第7期の期間中なのですが、このようなデータを次期の第8期で活用ができるような進め方を、今考えております。

田中委員

このアンケートに基づいて、どういったことができたというような具体的な事例というのはないのですか。

実施機関

現時点ではないのですが、例えば、行政区ごとの結果が出ますので、行政区で足りないもの、あるいは好事例などを事業計画にのせるなどして、皆さんの目に触れる場所に置いて見ていただくというのが大事であると思っております。

田中委員

27圏域の300名ずつ、大勢の方が出したアンケートを、どういう形で活用できているかということをチェックするような機関も必要なような気がしますけれどもね。

議長

それは、いきいき長寿推進課でできることですね。

実施機関

そうです。事業計画自体は私どもで作成しますので、3月にいただいた報告を来年度、その行政区も含めて研究、分析していくことになろうかと思っております。第7期計画でも区版の区ごとの事業計画というのは立てているのですが、そのエビデンスと言われる、いわゆる科学的根拠を裏づけとして出せるようにしたいなと思っております。

田中委員

ありがとうございます。

議長

いかがでしょうか。

青木委員 1ついいでしょうか。

議長 はい。

青木委員 ますます元気教室、それから百歳体操でお話をしましたが、この百歳体操は区の高齢介護課が主催なのですが、ここに保健師さんが入って、病院の理学療法士にもお願いしています。地域包括支援センターもここに入ってきます。もう一つ口腔関係の事業だと口腔関係の機関も入ってきます。ですから、地域でそういった事業を行うことによって連携することにより、安心して市民が事業に参加できるということなので、そういった展開はすごくすばらしいのだと思うのです。

ですから、ただ単に高齢者を集めて体操をやるだけではなく、アンケートの結果を受けて、さらにどのように考えていくかということで、ほかにもメニューがいっぱい出てくると思うのです。

議長 だから、先程田中委員がおっしゃったように、この調査の目的と使い方の（２）に、さいたま市における分析調査と、研究機関との共同研究に利用するというように書いていけばいいのではないですか。

そうしないと、情報を提供することが目的となってしまうので、さいたま市としても介護事業の検討をするためとして、そのほかに広い範囲での、国立長寿医療研究センターと日本老年学的評価研究機構との共同研究を行うという、2本立てにしたほうがいいのではないのでしょうか。

そうすれば、情報提供する意味もわかるということになるかなと思います。

田中委員 そういった説明があると、回答していただけると思いますよ。

自分の情報が提供されるということだけでは、あまり回答したくはないですよ。

議長 そのあたりを考えていただけますか。

実施機関 はい。

議長 今ご意見があったようなことを入れても、別に問題はないでしょう。

実施機関 大丈夫だと思います。

議長 文章はお任せするというでいいと思います。

それでは、こちらについては公益上特に必要と認められるので適当であると考えますということによろしいですか。

各委員 はい。

議長 では、そうさせていただきます。では、ぜひ結果を期待しています。

実施機関 ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

〔実施機関（いきいき長寿推進課）退室〕

議案第2号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務）

議長 続きます、議案の第2・3・4号ですが、全般のご説明をまずしていただくということによろしいのですか。

事務局 はい。

議長 では、そのようにさせていただきますけれども、よろしいですか。まず総合的な説明をしていただいて、あとは各担当課による説明ということになりますので、よろしくをお願いします。

〔実施機関（情報政策部 I C T 政策担当、市民税課、収納調査課）入室〕

議長 どうもご苦労さまでございます。

それでは、ご担当とお名前をお願いいたします。

実施機関 情報政策部 I C T 政策担当副参事の杉水流と申します。よろしくをお願いいたします。

同じく、情報政策部 I C T 政策担当主任の高橋と申します。よろしくをお願いいたします。

税務部市民税課長の北沢と申します。よろしくをお願いいたします。

同じく、市民税課課長補佐の栄田と申します。よろしくをお願いいたします。

同じく、市民税課主任の福島と申します。よろしくをお願いいたします。

債権整理推進部収納調査課長の小林と申します。よろしくをお願いいたします。

議長 どうぞお座りください。

まずは、総合的なお話をさせていただいて、あとは各担当課からお話をいただくということによろしいですね。

実施機関 はい。

議長 では、そういうことによろしくをお願いいたします。

実施機関 それでは、説明に入らせていただきます。

本日のさいたま市情報公開・個人情報保護審議会において、地方税賦課徴収に関する事務、介護保険に関する事務、国民年金に関する事務の3つの事務の特定個人情報保護評価書についてご審議いただきますが、特定個人情報保護評価の全体に係る部分につきまして、情報政策部 I C T 担当よりご説明をいたします。

資料右上に、議案第2・3・4号補足資料と書かれた資料の1ページ目をご覧ください。なお、1ページ目から3ページ目までは、国の機関である個人情報保護委員会がホームページで公表している資料となります。

まず、用語の定義についてご説明いたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる「番号法」と呼んでおりますが、番号法におきまして、マイナンバーをその内容に含む個人情報を「特定個人情報」と定義しています。この特定個人情報につきまして、電子計算機、これはコンピューターのことですが、コンピューターを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、一言で言うと特定個人情報のデータベースを「特定個人情報ファイル」と定義しています。

特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体などが特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることをみずから宣言するものです。

特定個人情報保護評価を実施する機関は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務ごとに、対象人数、取扱者数、重大事故の発生の有無というしきい値による判定により、全項目評価、重点項目評価または基礎項目評価の実施が必要となります。

資料の2ページ目をごらんください。こちらが、先ほど申し上げたしきい値の判断になっております。しきい値の判断の結果、全項目評価の実施が必要とされた事務については、全項目評価書を作成した後、住民等の意見聴取、いわゆるパブリックコメントを実施し、第三者点検を行った後、個人情報保護委員会に提出し、公表するという流れとなります。

資料の3ページ目をごらんください。これは、第三者点検に関する記載なのですが、第三者点検は、特定個人情報保護評価を実施する機関が、その内容を決定するに当たって外部の有識者の意見を伺うことで、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保することを目的としています。国が定める指針において、特定個人情報保護評価に定める審査の観点や審査の観点における主な考慮事項が示されており、全項目評価書の確認項目としてまとめております。こちらについては、後ほど各事務の全項目評価書の資料4をご参照ください。

委員の皆様におかれましては、全項目評価書の確認項目を参考に、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性について点検をお願いいたします。

資料の4ページ目をごらんください。なお、この4ページ目以降につきましては、私どもICT政策担当で作成した資料となります。今までの1から3ページ目につきましては、国の資料で、ホームページの抜粋となっております。

資料の4ページ目ですが、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルを保

有しようとするときに実施が必要となります。本市では、現時点で30の事務で特定個人情報保護評価を実施しています。そして、特定個人情報ファイルの取り扱いに重要な変更を加えようとするときや、特定個人情報に関する重大事故の発生等により、しきい値の判断の結果が変わるときに、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。

資料の5ページ目をごらんください。このたび、地方税賦課徴収に関する事務及び介護保険に関する事務につきましては、評価書の内容において重要な変更を行うことにより、全項目評価の再実施を行うこととなったものです。

また、国民年金に関する事務につきましては、補足資料の2ページ目にお戻りください。2ページ目のしきい値の判断になりますが、昨年度、本市におきまして、特定個人情報に関する重大事故が発生したことから、特定個人情報保護評価を実施する全ての事務において、しきい値判断のやり直しを行いました。その結果、国民年金に関する事務につきましては、これまで重点項目評価を実施しておりましたが、しきい値判断の結果が変わり、新たに全項目評価を実施することになったものです。昨年度に発生した重大事故につきましては、地方税賦課徴収に関する事務の説明の際に、内容等の説明をさせていただきます。

資料の6ページ、7ページにつきましては、参考条文を記載したものとなっております。

特定個人情報保護評価に係る全体の説明は以上となります。

各事務の全項目評価の説明につきましては、各所管課より説明をさせていただきます。

私どもの説明は以上となります。

議長 私も確認しておきたいのですが、この審議会で何をすべきか、何を決めればいいのか、その点について確認させてください。

事務局 この後、各事務の所管課のほうから各評価書の内容について個別具体的に説明させていただきますが、評価書の内容を確認していただきまして、その内容が妥当であるか等の観点で点検をお願いします。

議長 こちらは第三者の意見も聴いているものですか。

事務局 既にパブリックコメントを実施して、市民の皆様からの意見も聴いた上で、その後にこちらの第三者点検ということで、今回審議会上に諮っています。

議長 では、そこまで行っている資料と見ていいのですか。

事務局 はい。

議長 それでは、諮問の根拠となる条文はどちらになりますか。

事務局 直接的な根拠となりますと、さいたま市個人情報保護条例第40条の第2項になります。

議長 個人情報保護条例第40条の個人情報保護制度に関する事務の改善等ということで、実施機関は、この条例による個人情報保護制度に関する事務を公正かつ能率的に運営するため、措置を講ずるものとすると思います。実施機関は、前項のうち重要と認めるものについては、審議会の意見を聴かなければならないとありますが、こちらが根拠ということでもいいのですか。

事務局 パブリックコメントを経た上で第三者機関へ諮問するというのは、さいたま市の個人情報保護条例ではなくて、番号法で決まっているものになります。

番号法の第28条第1項に、特定個人情報保護評価書について、広く国民の意見を求めるものとする規定されています。そして、特定個人情報保護評価に関する規則の第7条第4項において、パブリックコメントを実施した後に、学識経験者等で構成された第三者機関の意見を聴くものとする規定されていますので、さいたま市としては、個人情報保護条例の第40条の第2項の規定を適用して、審議会への意見照会を行っております。

議長 さいたま市には、審査会と審議会の両方がありますが、どちらが点検をするということは、なにかきちんと決めているものがあるのですか。

事務局 審査会では、行政不服審査法に基づく諮問の審査という権能しか持っていないため、こちらの審議会にお願いしたという経緯があります。

議長 わかりました。

それでは、今度は各論となりますが、お願いします。

実施機関 それでは、市民税課から説明いたします。

地方税賦課徴収に関する事務の特定個人情報保護評価書の改訂について、所管する市民税課、固定資産税課、収納調査課を代表して、市民税課からご説明させていただきます。

地方税賦課徴収事務に関する事務については、マイナンバー制度開始に伴い、先ほどの資料の4ページ目にもございますけれども、平成27年3月に本審議会の点検を経て、平成27年4月に全項目評価書を公表したところでございます。

このたび、平成30年度に発生した重大事故を受け、評価書のリスク対策等の部分を見直すとともに、地方税共通納税システムの導入やeLTAXの機能改善に伴い、使用するシステム等の部分について修正を行うものでございます。

先ほどのお話にもございましたけれども、さいたま市個人情報保護条例の第40条の第2項に、こういった「事務の改善に必要な措置のうち、重要と認められるも

のについては、審議会の意見を聴かなければならない」という定めがございますので、そちらの条例で審議をお願いするところがございます。このたびの修正のうち、地方税共通納税システム、後ほどご説明いたしますが、そちらの導入による修正箇所が重要な変更該当いたしますので、再度第三者点検を行うものでございます。

それでは、今回の評価書改訂についてご説明させていただきます。ただ、今回の改訂箇所は細かい修正を含めると、大変数が多くなってございますので、要点となる部分の説明をさせていただき、ご不明な点がございましたらご質疑をいただき、補足をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、まず地方税共通納税システムについてご説明いたします。お手元に別紙として1枚のコピーのA4両面刷り、「地方税共通納税システムスタート!!」と書かれたチラシをごらんください。この地方税共通納税システムは、全地方団体が会員である地方税共同機構において導入されるシステムで、パソコンから複数の地方団体に対して一括で電子による納税ができるというサービスでございます。こちらが、今年の10月からスタートするという形になっております。

この電子納税が可能な税金の種類は、資料裏面のQ&Aの「地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は」というところで、法人市民税、事業所税、個人住民税の特別徴収分及び退職所得分で、法人や事業主が対象となるため、個人情報に含まれておりませんが、新たな納付方法、情報連携が行われることになるため、このたびの評価書の改訂を行うことにいたしました。

続きまして、今回の修正の内容でございますが、資料1となっている特定個人情報保護評価書の18ページをごらんください。一番上のところが収納業務というタイトルになっておりますが、この部分に新たな納付方法、先ほどの地方税共通納税システムを導入するという事で、2番目の収納消込事務の(5)に「地方税共通納税システムによる入金」という項目を追加したところでございます。

次の改正点でございますが、同じ資料の48ページをごらんください。特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムということで、システム8に、新規に地方税共通納税システムという項目を追加したところでございます。

さらに、53ページをごらんください。こちらは矢印が多い図の中にあるのですが、図の一番上に収納業務と白抜きで書いてございまして、その下に人の形で納税者というものがございまして、その人の形の下に矢印が伸びているところに地方税共通納税システムがあり、この部分を追加しております。

また、同じページの下備考欄に書いておりますが、備考として①から⑩を書いてありますが、この中の②、金融機関というところについて、括弧書きとして後ろ

のところに「地方税共通納税システムは、e L T A Xによる申告時に納税」という部分を追加しております。

以上が地方税共通納税システムに関する部分となります。

続きまして、e L T A Xの機能改善の部分についてご説明をいたします。まず、資料の25ページをごらんください。その前に、e L T A Xというものについてご説明したいと思いますが、資料がなくて口頭での説明になってしまい恐縮ですが、このe L T A Xというものは、従来地方税、個人の市県民税などの申告、申請などの受付、手続につきましては、それぞれの地方公共団体が、さいたま市であればさいたま市の分として申告を受け付けているところでございましたが、この全国の地方公共団体が共同で1つのシステムを運営することによって、1つのシステムからそれぞれの地方公共団体にインターネットを利用して電子的に申告などの手続ができるようになったものでございます。その共同システムを、地方税ポータルシステム、略してe L T A Xというふうに称しております。

先ほど25ページの資料でございますが、そのe L T A Xの機能改善がございまして、その機能改善により、納税者等がマイナンバーの記載された申告書を提出する際、今までは本人確認書類を添付しなければいけなかったところでございますが、その書類を添付せずにインターネットの画面上だけで本人確認を行うことが可能となります。その機能改善に合わせまして、本人確認を各団体で行うために必要な情報をあらかじめe L T A Xシステムに登録しておくという必要が生じました。そのため、この評価書の25ページのシステム8の②のシステムの機能、網かけになっているところですが、その少し右側に1から6までございますが、その6番目、特定個人情報ファイル（本人確認用）の連携ということで、ここに「特定個人情報ファイル（本人確認用）を作成し、e L T A Xへ連携する」、この一文を追加したところでございます。

e L T A Xの説明は以上となります。

続きまして、評価書のリスク対策等の見直しの部分について説明させていただきます。今度は資料の150ページをごらんください。こちらは、特定個人情報の保管と消去に関しての部分でございますけれども、⑨のところに「過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか」というところでございます。こちらを今回、今までは「発生なし」という形であったものを、「発生あり」に変更したものでございます。

この重大事故の内容でございますが、資料の154ページをごらんいただきたいのですが、個人住民税データ入力業務の受託者における契約及び法令違反と

いう事例が平成30年度に生じました。概要としまして、私どもの市民税課で個人住民税の賦課決定をしているところでございますが、その税額を決定するために、紙で受領した特定個人情報を含む会社等から送られる給与支払報告書などの課税資料のデータ入力業務において、その受託者が市の承諾を得ずに再委託をしていたということが発覚したものでございます。その期間が、平成29年12月1日から平成30年4月27日までというところで、受託した課税資料件数58万7,884件で、そのうち特定個人情報、いわゆるマイナンバーが記載されていた件数が約40万件ございました。

これにつきましては、幸い無断で再委託された再委託先からの情報流出はございませんでしたが、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」というのがございまして、こちらの第2条第2項イにより、「漏えいし、滅失し、又は毀損した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態」であった場合はこれに該当するというところで、件数が40万件ということでございますので、重大事故に該当すると判断したものでございます。

この重大事故の発生を受け、今後同様な事態が発生しないように、評価書のリスク対策の記載を見直したものでございます。さいたま市全体としては、さいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準の改定を行い、それに伴い、こちらの評価書のリスク対策の部分の記載の見直しを行ったものでございます。

具体的な内容としましては、150ページにお戻りいただいて、先ほどの⑨の項目の中でございますが、網かけの部分に再発防止策の内容というところで、特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、契約締結時に再委託の予定の有無について委託先から書面で報告を求めるとともに、原則として作業実施期間中に委託先の作業実施場所へ立入調査を行うといったことを再発防止策として盛り込んだものでございます。

特定個人情報を取り扱う業務を委託する場合には、再委託を行う場合に、今までも事前に別途書面で委託先から市へ報告をいただいて承認を得ることとなっておりますが、遺漏なくこの再委託の有無を確認するために、契約を結ぶときに委託先から提出していただく書類の中に、再委託の予定の有無という欄を設けることで、あらかじめ委託先にその確認を求めるところでございます。また、これまでは必要に応じて立入調査を行ってございましたけれども、今後は原則作業実施期間中に必ず立入調査を実施するというところで、特定個人情報の安全管理が図られているか、現地において確認を行うこととしたものでございます。

資料の142ページをごらんください。今申し上げた内容につきまして、特定個人情報ファイルの取り扱いの部分でございますけれども、142ページの中ほどの網かけの部分で特定個人情報の提供ルールという部分がございますが、この中の委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法の2番のルール遵守の確認方法ということで、先ほど申し上げた内容と同様の修正を加えたものでございます。

次に、185ページの資料4でございますけれども、こちらが本審議会で審議いただく全項目評価書の確認項目となっております。この185ページから次の186ページまでの1から20の項目につきまして、委員の皆様にご覧いただきたいと思います。

最後になりますが、187ページの資料をごらんください。今回パブリックコメントを実施しておりますが、その中で提出された意見というものが1件ございました。この1件に対する本市の対応でございますが、この1件の中でご指摘いただいた内容については、この評価書の内容に直接関するものではなかったため、評価書の素案自体はそのままとしたところでございます。

なお、次の188ページが、その提出された意見となっておりますので、ご参照ください。

地方税賦課徴収に関する事務のご説明は以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ほかの事務では再委託の問題は出てこないということでもいいのですね。市民税課だけの問題ということでよろしいですか。

実施機関 今回は市民税課で事故が起きてしまいましたので、この件につきましては市民税課で担当させていただいております。

議長 そういうことだそうですけれども、今のところで何かご意見はございますか。

無断の再委託は番号法違反になりますよね。

実施機関 はい、番号法に違反しております。

また、契約書の中でも無断での再委託を禁じるという項目がございましたので、その契約書にも違反しているということでございます。

議長 番号法上、再委託する市としても何か義務は負っていますよね。

実施機関 はい。再委託先についても監督しなければなりません。

議長 監督しなければならないという義務があるわけですよね。だから、そこが少し具体的になったという、前よりも厳しくしたということでしょうか。

実施機関 はい。

議長 再委託先には入れないですね。

実施機関 今までは委託先の立入調査だけだったのですけれども、本年度の仕様書の中で、再委託先についても立入調査を行うという項目を設けまして、再委託先も調査するようにいたします。

田中委員 ちょっと大ざっぱなことになりますが、よろしいですか。

議長 どうぞ。

田中委員 今のご説明を聞いていますと、納入方法の改善などの改善点が幾つかありましたが、それが今回のいろいろな変更の中の重点的なことなのですか。それとも、それ以外になにかあるのか、そのあたりがよくわからないのですが。

議長 新しい制度を入れたものと、前の制度のままなのだけでも直さなければいけないというので入れたものがあるということですよ。再委託は今までもあったことですから、まさにそうなりますよね。

実施機関 大きく3つに分けますと、まず新しく導入される地方税共通納税システムになります。この項目を新規に追加しなければいけないというところでの改訂作業という形になっております。そのタイミングが同じということもございますけれども、重大事故発生に伴うセキュリティ対策の改訂も盛り込んだというような形になってございます。あとは、e L T A Xの機能改善の部分がもう一つというところで、大きくその3点の修正をしているところでございます。

議長 ということだそうです。

田中委員 資料の最後の188ページはいろいろな意見が出たという内容の文章なのですか。

実施機関 市民の方から出された意見となります。

田中委員 こちらの意見はどのような内容になりますか。

実施機関 いただいたご意見の下から2行目の真ん中ぐらいに、「マイナンバー」そのものを廃止し、今まで通りの「分野別番号制度」に戻すべきです。」とあります。また、「市におかれましても、マイナンバー制度を廃止するように政府に警告してください。」というところが、一番強く言われているところなのではないかと思われま。

田中委員 この意見については、市としても別にコメントはないわけでしょう。

実施機関 今回、評価書の修正を行う内容は、先ほど申し上げましたような3点のところになっておりますので、マイナンバー制度そのものについて今回改訂をしているわけではございませんので、こちらのご意見については素案のままで、何か反映をするというようなものではございません。

田中委員 そうですよ。ですから、マイナンバーについては有効なものですから、そのま

ま使っていかなくてははいけないと思うのですけれども、これに対する改善というようなことについては、特に今回の提案にはないわけですね。

実施機関

はい。

田中委員

わかりました。

議長

それでは、そういうことでよろしいですか。これは個々の制度についての改善と、これまでの事務の内容を厳しくするということだそうですね。

これについて審議会の意見も聴かなければならないということですが、この評価書については適当であるということによろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

では、そういうことでよろしくお願いします。

どうもご苦労さまでした。

〔実施機関（市民税課、収納調査課）退室〕

議案第3号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 介護保険に関する事務）

議長

それでは、続きまして、議案の第3号をお願いします。

〔実施機関（介護保険課）入室〕

議長

それでは、ご担当とお名前をおっしゃってください。

実施機関

保健福祉局長寿応援部介護保険課長の石崎と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、介護保険課介護保険係長の坂口と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、介護保険課主事の櫻井と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、介護保険課主事の齋藤と申します。よろしくお願いいたします。

議長

今いろいろご説明をお伺いしまして、これからもご説明いただくのですが、新しい制度をつくったのでこういうものが必要になったというのと、それからもともとあった制度ですが、対策を厳しくしたなど、いろいろあると思うのですけれども、そのあたりをうまくすみ分けして説明していただくよう、お願いします。

実施機関

それでは、議案第3号になりますが、介護保険に関する事務の特定個人情報保護評価につきましてご説明をさせていただきます。

介護保険に関する事務につきましては、マイナンバーを利用する事務でございますので、制度開始に合わせて、既に平成27年3月18日の本審議会における第三者点検を経まして、平成27年5月に全項目評価書を公表しておりますが、今回平成30年度に発生した重大事故を受けまして、評価書のリスク対策等を見直すとともに、介護ワンストップサービスの事務の運用を開始することによりまして評価書

の修正が必要になったことから、再度第三者点検をお願いするものでございます。

重大事故の内容につきましては、先ほど市民税課より説明があったものと思いますが、介護保険に関する事務につきましても、さいたま市情報セキュリティに関する委託管理基準の改定に伴うリスク対策の見直しを行いました。資料ですと、57ページの⑨の項目が再発防止策となっております。

介護ワンストップサービスについてご説明させていただきます。こちらにつきましては、本日配付させていただきました資料の7をごらんください。介護ワンストップサービスは、介護にかかわる方の負担の軽減を図るため、地方公共団体における介護関連の申請について、内閣府が運営するマイナポータルを活用することで、オンラインでの申請手続を可能とするものです。保険者においてシステム改修等を行った上で、順次実施するものとされており、本市におきましても、今後マイナポータルと埼玉県市町村電子申請サービスを結んで介護保険に関する申請などを電子的に提出できるようにすることを予定しており、評価書改訂は、このサービスの運用を開始するためのものとなります。

なお、マイナポータルを活用したワンストップサービスにつきましては、平成29年度から子育て関連の手続において既に実施をしているところでございます。この子育てワンストップサービスを開始する際には、対象事務である児童手当等に関する事務と母子保健事業に関する事務について評価書の改訂を行い、平成29年5月24日の本審議会においてご審議をいただいております。介護ワンストップサービスについても、子育てワンストップサービスと同様の仕組みとなります。

続きまして、今回の評価書の重要な変更となります介護ワンストップサービスの事務の運用開始に伴う修正箇所をご説明させていただきます。資料の85ページをお願いいたします。評価書の修正箇所というところになりますけれども、今回の介護ワンストップサービスは、マイナポータルと埼玉県市町村電子申請サービスを結ぶことにより実現されます。そのため、Ⅰ．基本情報及びⅡ．ファイルの概要に、事務の流れやデータの受領に関する概要を記載し、Ⅲ．特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策において、さいたま市及び埼玉県市町村電子申請サービス提供者にて実施されますリスク対策の記載を加え、評価書の修正を行っております。

評価書の修正の概要につきましては、以上でございます。

続いて、具体的な評価書の修正内容についてですが、全ての内容を説明いたしますと時間を要してしまいますので、要点のみ説明させていただきます。ご不明な点がございましたらご質疑をいただき、補足をさせていただきたいと思っております。

資料の 9 ページをお願いいたします。今後、介護保険に関する手続は、マイナポータルから誘導される埼玉県市町村電子申請サービスにより電子的に申請することができるようになります。市民が必要な情報を入力しますと、埼玉県市町村電子申請サービスを経由して本市が申請情報を取得できるようになります。なお、埼玉県市町村電子申請サービスにつきましては、資料 7 ページをごらんいただきたいのですが、7 ページにおきまして、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムとして追加をしております。

続きまして、資料の 11 ページをお願いいたします。今回、埼玉県市町村電子申請サービスから情報を入手することから、従前から取り扱っております介護保険情報ファイルの 3、特定個人情報の入手・使用の②、入手方法に埼玉県市町村電子申請サービスを加えております。

続きまして、19 ページをお願いいたします。介護保険の申請情報につきましては、埼玉県市町村電子申請サービスを利用することから、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の委託事項の 7 といたしまして、埼玉県市町村電子申請サービス提供業務の追加を行っております。

続きまして、33 ページをお願いいたします。33 ページの 6. 特定個人情報の保管・消去の③の消去方法といたしまして、L GWAN 接続端末に一時的に記録した個人情報付電子申請データは、紙に出力後、速やかに完全消去する措置を追加しております。

次に、特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策についてご説明をさせていただきます。リスク対策となりますので、少し具体的に説明をさせていただきます。

資料の 46 ページをお願いいたします。46 ページ、2. 特定個人情報の入手のリスク 1、上から 2 つ目の項目になりますけれども、必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容といたしまして、埼玉県市町村電子申請サービスに係る内容を追加しております。以降それぞれのリスクに埼玉県市町村電子申請サービスからの必要事項入力における措置を追加しております。

続きまして、48 ページをお願いいたします。48 ページのリスク 4 をごらんください。入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクへの措置となります。介護ワンストップサービスの開始に伴い、入手経路として埼玉県市町村電子申請サービスとさいたま市との間の通信が追加されます。埼玉県市町村電子申請サービスを通じて入手する申請情報は、L GWAN、V P N 等の回線を用いた暗号化通信を行うこととなりますので、対象者以外の情報や必要以上の情報を入手することがな

いような仕組みとなっております。

最後に、88ページ以降の資料の5、資料の6につきましては、令和元年から実施いたしましたパブリックコメントの意見募集結果と意見の原文でございます。パブリックコメントでいただいたご意見につきましては、評価書の修正等の対応を行っておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上でご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

どうもありがとうございます。パブリックコメントで、意見を提出していただいた方がいるようですが、提出者は2名ということですか。

実施機関

意見の件数はたくさんありますが、2名の方からいただきました。

議長

ということだそうです。いかがでしょうか。新しい制度を始めるに当たって、新しく項目をつくったということと、あとは事故の問題に対する対処ということですね。

そういうことだそうです。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

では、この評価書については適当であるということといたします。どうもご苦労さまでした。

〔実施機関（介護保険課）退室〕

議案第4号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 国民年金に関する事務）

議長

それでは、続きまして、議案の第4号をお願いします。

〔実施機関（年金医療課）入室〕

議長

それでは、お名前とご担当をおっしゃってください。

実施機関

年金医療課課長の渡邊と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、年金医療課課長補佐の片岡と申します。よろしくお願いいたします。

同じく、年金医療課主事の松島と申します。よろしくお願いいたします。

議長

どうぞよろしくお願いいたします。

この問題について、総論をお聞きして、ほかの事務の担当課からもご説明いただいているのですが、まずこういう新しい制度をつくることになったのでこの部分を変えたということと、前はこうだったのだけれども、さらにより厳格にするためにこうしましたという、2つの種類があると思うので、そのあたりをはっきり分けながらお話ししていただければと思います。

実施機関

これより、国民年金に関する事務の特定個人情報保護評価書についてご説明させ

ていただきます。

国民年金に関する事務については、平成27年11月、個人番号の利用開始前に、特定個人情報保護評価のうち重点項目評価を実施しておりますが、先ほど市民税課長からも説明がありました平成30年度の地方税賦課徴収に関する事務における重大事故により、しきい値判断の結果が変わり、新たに全項目評価を実施することになりました。

それでは、初めに、本市において行っております国民年金に関する事務について簡単に説明させていただきます。

国民年金制度では、一部の事務について法定受託事務として市町村が処理することとされており、その主なものは国民年金への加入、喪失等、届出の受理及び日本年金機構への報告、保険料免除申請の受理及び報告、老齢基礎年金等の裁定その他給付に係る申請等の受理及び報告などがございます。また、法定受託事務以外にも協力・連携事務として、資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納案内、広報記事の広報誌への掲載などを行っております。

マイナンバー制度の導入により、平成30年3月からは国民年金に関する市町村の窓口における届出は、原則としてマイナンバーにより行い、市町村は被保険者からの届出に基づき日本年金機構に報告を行うことになりました。

国民年金事務においては、以前から国民年金システムにおいて届出等の管理を行っていましたが、マイナンバー制度の導入により、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとしてシステムで管理することになりましたので、特定個人情報保護評価実施対象となっているところでございます。

それでは、前置きが長くなってしまいましたが、今回新たに作成いたしました全項目評価書についてご説明させていただきます。全項目評価書については、評価すべき項目が大変多くございますので、要点となる箇所のご説明をさせていただきます。ご不明な点がございましたらご質疑をいただき、補足をさせていただきたいと思っております。

まず、国民年金に関する事務で管理する特定個人情報ファイルの概要についてご説明いたします。資料の2の7ページをごらんください。②の対象となる本人の数でございますが、届出等により、本市において基礎年金番号の登録がなされた方について、特定個人情報ファイルとしてシステム用ファイルを管理しています。また、保険料免除、納付猶予申請書の配偶者、世帯主も同様に管理しています。記録項目については、14ページに記載がございますので、説明は省略させていただきます。

次に、特定個人情報の入手元についてご説明いたします。資料の8ページをごら

んください。まず、先ほども申し上げましたが、平成30年3月からは国民年金に関する届出は原則個人番号で行うこととなりましたので、市民の方の届出書からの入手のほか、総合宛名システム、連携基盤システムを介した庁内の他システムからの入手がございます。また、本市窓口において受け付けた届出等に関して、日本年金機構が下した決定を処理結果一覧として入手します。

次に、特定個人情報ファイル取り扱いに関する委託についてご説明いたします。資料9ページをごらんください。国民年金に関する事務で特定個人情報ファイルを委託している事項は3点ございます。まず、1点目は、国民年金システムの保守・運用、2点目は国民年金システムの運用でございます。いずれも国民年金システムの運用としていますが、委託事項1はシステム構築業者として、障害などシステムに関する保守を行うものに対し、委託事項2はシステムを常時監視し、データ抽出等の処理などを行うものでございます。続いて、3点目はデータセンターに関する管理業務でございまして、主にデータのバックアップでございます。なお、この委託業務では特定個人情報ファイルの操作は実施いたしません。

次に、特定個人情報の提供・移転についてご説明いたします。冒頭で申しましたように、本市において受け付けた届出等の情報は全て日本年金機構に提供しており、日本年金機構はその情報をもとに国民年金被保険者の異動情報を把握しております。また、保険料免除申請や老齢基礎年金等の裁定請求についても本市で受け付け、それをもとに日本年金機構が審査、決定を行っております。

また、庁内において住民記録システムのほか、介護保険システム、児童手当システムに対し情報の移転を行っております。

続いて、リスク対策についてご説明いたします。資料の21ページをごらんください。⑨の過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したかという項目ですが、こちらを「発生あり」としております。事故の詳細につきましては、市民税課長から説明があったかと思っておりますので割愛させていただきます。同様の事故を防ぐため、今年度に行われた国民年金システムの委託改修業務においても、委託先業者が作成した報告書により、特定個人情報の安全管理が適切になされているか確認を行っております。また、国民年金に関する事務に従事する市職員に対しては、所属長から特定個人情報を取り扱うリスクを認識させ、その管理に関する必要な知識等に関する研修を行っております。

最後になりますが、パブリックコメントによる意見募集結果についてご説明します。資料24ページをごらんください。本年7月に実施いたしましたパブリックコメントにおいては、他の課と同様、マイナンバー制度を廃止するよう国に警告すべ

きである旨の意見をいただいておりますが、マイナンバー制度は既に運用が開始され、国民年金に関する事務においても添付書類の省略等市民の利便性の向上や行政の効率化にもつながっていることから、セキュリティ対策に万全を期しつつ、マイナンバー制度の運用に取り組んでいくこととし、評価書は素案のままいたしました。資料6としては、意見の原文となっておりますので、ご確認いただければ幸いです。

簡単な説明ではございましたが、以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

いかがでしょうか。こちらの評価書についても、適当であるということによろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長

わかりました。では、そういうことで、これで結構だということでございます。ありがとうございました。

〔実施機関（年金医療課、情報政策部 I C T 政策担当）退室〕

報告事項

（1）個人情報取扱事務の報告について

議長

議案が終わりまして、あとは報告事項ということになりますが、では事務局からお願いします。

事務局

それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告についてご説明をさせていただきます。

この報告につきましては、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長から本審議会宛ての報告でございます。

報告資料の（1）をごらんいただきたいと思います。こちらの1ページ目は、令和元年9月4日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和元年7月1日から8月31日までに届出のございました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が4件、変更が5件、廃止が4件でございます。なお、各届出書につきましては5ページから18ページに掲載されております。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

以上、よろしいでしょうか。

各委員

はい。

議長 それでは、これは報告を受けたということといたします。

3 その他

会長 それでは、これで議案と報告は終わりということで、あとは事務局からお願いします。

事務局 長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。
現在の委員の皆様任期は10月21日までとなっておりますので、ひとまず今回の審議会をもちまして今回の任期における会議は最後となります。2年間まことにありがとうございました。今後ともさいたま市の市政発展のためにご協力いただけたら幸いです。

事務局からは以上でございます。

会長 どうもありがとうございました。
最後に何か一言、ご感想などがありましたら皆さんからお聞きしましょうか。

各委員 (各委員あいさつ)

会長 個人情報、新しい法律ができたりしたときは、みんなこれはきちんと守らなければならないという意識があるのですが、だんだん劣化してくるというか、ですからいろいろな問題が出てくるのでしょうけれども、そういうことがありますので、こういう場で皆さんに自由にお話になっていただくことが、やはりもう一度考え直すいい機会になるのだと思います。どうぞ皆さん、これからもご活躍をしてください。

各委員 ありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。